

I. 「犬山市の学びの学校建築」構想

楽田小学校の基本構想づくりについては、犬山市の「学びの学校建築」の考え方に沿って進めてきました。この考え方の基本となる要素は、次の（１）～（３）です。

（１）学習を支援する学校施設

①犬山の教育・学習を支える豊かな学習環境

犬山市では、全国に先駆けて少人数学級や少人数指導、副教本の作成、授業改善などの教育改革に取り組んできました。学校建設は、単なる「ハコもの」をつくることではありません。教育・学習活動を効果的に進めるための重要な市の事業として実施されます。そこで行われる教育や学習の内容とのかかわりで学校の建物を考える方法は、「学びの学校建築」の根幹となるものです。

②少人数学級・少人数指導に適した教室構成

全国的にも広がりを見せる少人数学級ですが、それを可能にするような教室が担保される状況にはなっていません。実際に少人数学級が実現できるのは、余裕の教室を持つ学校だけです。犬山の学校では、少人数学級が実現できるような教室数を最初から確保します。

学習の場面では、クラスを２つに分けて少人数の指導を行うような場面が多数存在します。そのような少人数の指導に適したスペースとしては、小さな学習空間（サブ教室または転用可能な教室）を配置します。

③効果的な学習を支援できる普通教室・特別教室

よりよい教育を行うためには、学習を小集団に細分化することだけが求められるわけではありません。犬山の小学校の指導は、学年を意識したまとまりで行われることも多くあります。普通教室とサブ教室からなる学年のまとまり（クラスター）を大切にし、学年ごとの教室を集合させて配置し、集団での学習を可能にする多目的スペースを用意します。

学級の教室内や外回りには、掲示や収納についてもなるべく余裕をもったつくりとし、教員にとっても使いやすいものとし、サブ教室は、少人数指導のほか、子どもたちの小さな打ち合わせ、授業場面での小グループ学習やちょっとした作業など、工夫次第で多様な学習場面に利用できます。

図書室は、中高学年向け・低学年向けの利用に適したものを考えます。中高学年向けには、多くの教科や特別活動などにも利用可能なように、集団・個別の学習スペースを付帯させ、教員にとっては教材準備や授業研究にも資するような高機能の図書室を構想します。低学年向けには、学習・生活空間に連続したつくりを目指し、読み聞かせのスペースなども備えます。

特別教室は、必要な設備を高度に備え、多様な実験や実習の授業に利用できるものとし、ます。

④機能を重視した教室配置と利用計画

教室は、子どもたちの学習に適した配置とします。高学年は特別教室を積極的に利用して専門性の高い授業を行うのに適した場所に学級教室を置き、低学年は教室とその近くでの学習を主体として考え、なるべく低層階に学級教室を置きます。

普通教室、特別教室、多目的スペース、体育館、中庭、その他の必要諸室や学習スペースへの接続、移動の動線も考慮し、機能的で利便性の高い教室配置を考えます。

特別支援教室は、学校の中でも教職員や子どもたちの触れ合いが密な場所に配置し、共生する学校教育のあり方を体現します。

(2) 子どもたちの生活を守る学校施設

①環境と安全に配慮した学校施設

採光・通風を考慮して、エネルギー節約にも気を配った、快適な学習空間を整備します。中庭などには、植栽を施したり池を設置したりして、自然を取り入れたつくりとします。内装や家具にはなるべく木を利用し、あたたかみのある、やさしい生活空間をつくり出します。

子どもたちの安全を守り、安心して学校生活を送れるように、緊急時の避難経路を十分に確保し、教室は、職員室や保健室から目の届くつくりとします。

トイレや水回りは、清潔で潤いのある空間とし、子どもの健康の保全・増進を図り、快適な生活を支えます。

②子どもたちの居場所を大切にした学校施設

教室回りには、多目的スペースやデン、中庭、ベンチなど、子どもたちが集い、憩う場所や設備を多く設け、子どもの成長を助け、よりよい人間関係を築くための基礎を環境面から用意します。

さまざまな行事にも利用でき、子どもの食育にも役立つ、多目的スペース（ホール兼用のランチルーム）設置も計画します。児童や教職員、地域住民が、相互に触れ合い、交流の生まれる可能性のあるつくりを盛り込んでいきます。

③地域の伝統や遺産を継承する学校施設

子どもたちや地域の人たちが親しんでいる、地元の遺跡や学校の財産を大切に設計とします。

(3) 地域とのつながりを大切にする学校施設

①地域拠点としての小学校

休日や夜間には、体育館や運動場、図書室、多目的スペースを地域住民も利用できる学校とします。小学校は、地域の教育と文化の拠点としての意味を持ちます。

②地域の避難施設としても活用できる学校

万が一、大きな災害に遭遇した折には、体育館等の建物を地区住民の避難所として利用でき、必要な機能を担えるようにします。

Ⅱ. 楽田小学校改築に向けての留意事項

Ⅰ. 「犬山市の学びの学校建築」構想を基準として、楽田小学校の改築に向けて特に留意していただきたい点は以下のとおりです。

(1) 犬山の学校建設においては、子どもたちの学習・生活とのつながりを重視するため、ユーザー（学校や地域）との協議を大切にしながら設計や施工を進めていただきたいと考えています。

(2) 暑さ寒さ対策、雨漏り等が起こりにくいようなメンテナンスへの配慮、子どもたちの安全確保など、建物の基本的性能を十分に満たした上での設計の提案をお願いします。

(3) 犬山の学校建設は一連の事業として考えられています。改築対象の学校だけを特別な仕様とするのではなく、すべての学校の建設に生かしていけるアイデアを大切にして、今後の事業のなかで、発展的に実現していきます。

(4) 楽田小学校の特徴的な施設としては、次のようなものがあり、これらは存続させる予定です。

①地域開放型の図書館として「ふれあい図書館」を併設しています。

②特別支援教室については通常の3室のほか、外国人児童のための通級教室「バーモス」を設置しています。

Ⅲ. 楽田小学校の改築等基本構想（詳細）

(1) 改築等について

1. 組織

地域住民（伸びる城山っ子の会）、教職員、児童、PTA、林友会、地元要望書提出者（楽田町会長会会長、楽田地区コミュニティ推進協議会会長）

2. 改築等の概要

前提条件

①体育館・北舎の改築。南舎（トイレ改修）。外構・駐車場整備。

②市道整備は行わない。災害時の進入路（南側）は確保する。

③仮設校舎は使用しない。

④プールは改築せず、改修を行う。

⑤調理室／多目的スペース（ランチルーム兼用）の整備。

スケジュール

平成 26～27 年度	基本構想案策定
平成 28 年度	設計
平成 29 年度～	工事

(2) 基本構想について

1. 基本構想の特徴

地域住民（伸びる城山っ子の会）、教職員、児童、保護者とともに、新しい楽田小学校をつくるための基本構想を立案しました。

基本方針

- ①犬山市の「学びの学校建築」を基本にして、環境配慮、子どもの安全・安心、ICT等の現代的な教育課題、将来的な課題（児童数の減少による空き教室の利用等）、楽田地区の特性を考慮した学校を目指す。
- ②設計・施工段階においても、竣工後のより良い学校運営を見据えて、教職員・児童・保護者・地域住民が設計や施工に参画できるようなワークショップ等を実施する。
- ③仮設校舎を使用しない部分改築ではあるが、通常の学校運営に限らず、避難所機能や地域利用、周辺の公共施設との連携をも視野に入れ、学校全体のまとまりを重視した施設計画とする。

1) 全体

- ①学校全体のまとまりを重視した施設配置計画・動線計画
学年のまとまり／学年に合わせた教室配置（新校舎＝低学年／南舎＝高学年）／特別支援／特別教室／図書室／管理諸室／グラウンド／新体育館／開放施設／駐車場
- ②少人数学級・少人数指導を支える教室整備
- ③シンボルツリー「せんだんの木」を活かした学校づくり
- ④グラウンド面積の確保
- ⑤子どもの安全・安心・快適に配慮
新校舎の低層化（二学年分／三学年分の普通教室）、ユニバーサルデザイン、デン等
- ⑥図書を重視した学校づくり
図書館（南舎 4F）、えほん村（北舎 3F）、ふれあい図書館（体育館 1F）の再編・配置
- ⑦学校開放の諸室を便利な配置とする
体育館、多目的スペース（ランチルーム兼用）、ふれあい図書館等
- ⑧調理室の配置（利用率が低い→活用を考える）
- ⑨学年単位の活動が可能な多目的スペース（ランチルーム兼用）の設置
- ⑩木質系材料の利用
- ⑪環境に配慮した校舎
- ⑫工事中の安全確保

2) 新校舎（低学年）

- ①低学年教室に相応しい設え
- ②南舎への影響（日影）を考えた建物計画
- ③プールからの騒音／プールへの影響（日影）を考えた建物計画
- ④採光・通風に配慮した校舎

3) 新体育館

- ①地域の避難施設として活用
- ②使い勝手の良い体育倉庫
- ③多目的スペース（ランチルーム兼用）との接続利用

4) 南舎（高学年、特別教室、管理諸室）

- ①トイレ改修
- ②最小限の改修は可能（教室の再配置を検討）

5) 周辺との関連

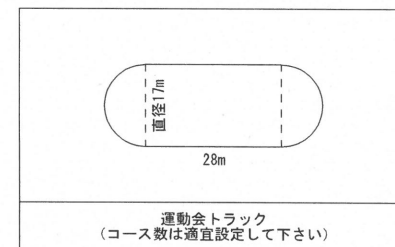
- ①敷地北側への影響（日影）を考えた配置計画
- ②地域とのつながりを大切にする学校施設
楽田地区の地域拠点としての学校

2. 配置計画（建て替え手順）

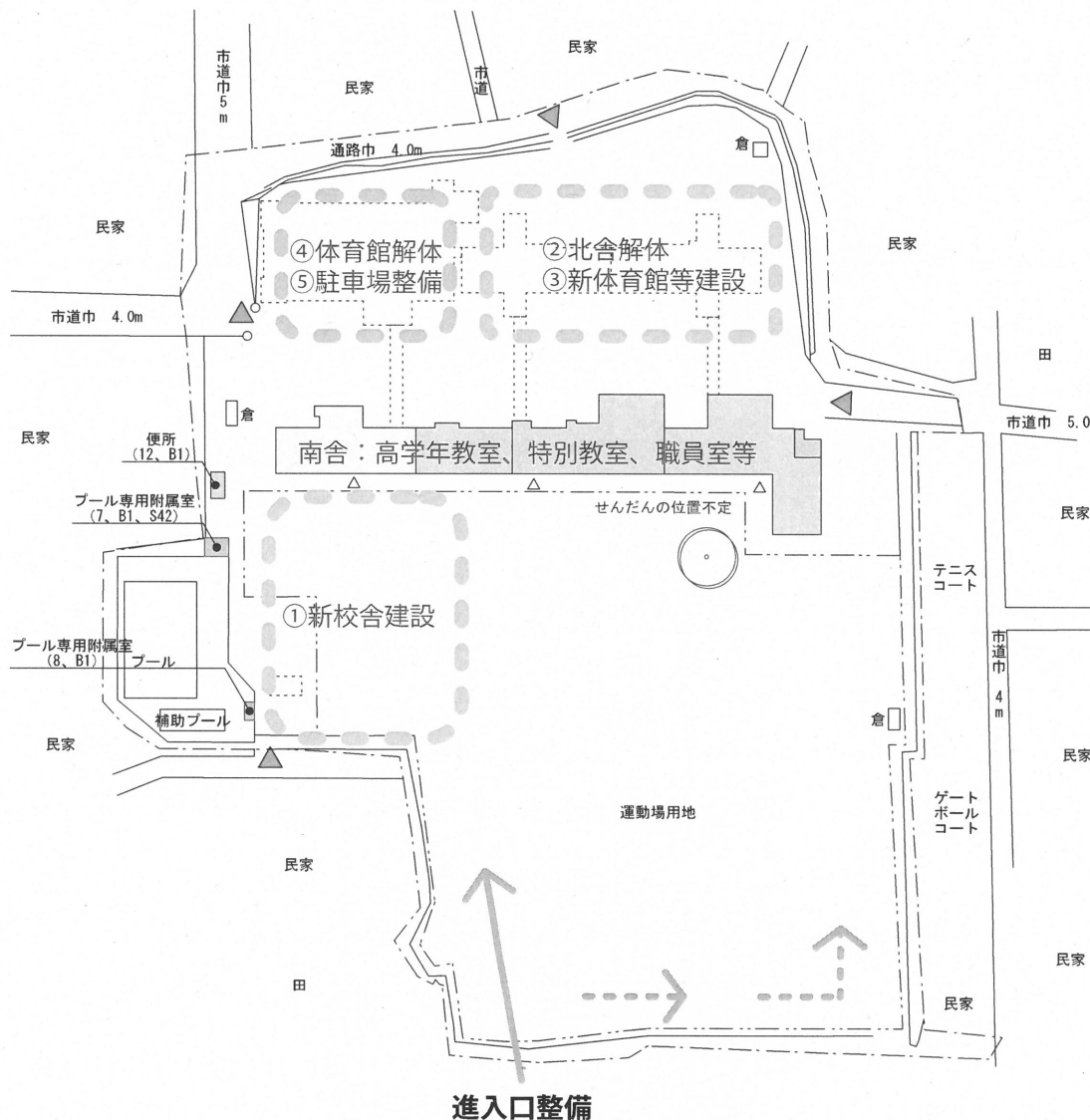
- ①新校舎建設 →②北舎解体 →③新体育館等建設 →④体育館解体 →⑤駐車場整備

前提条件

- ① 体育館・北舎の改築。南舎（トイレ改修）。外構・駐車場整備。
- ② 市道整備は行わない。災害時の進入路（南側）は確保する。
- ③ 仮設校舎は使用しない。
- ④ プールは改築せず、改修を行う。
- ⑤ 調理室／多目的スペース（ランチルーム兼用）の整備。



- ※ 運動場用地に運動会トラックを配置して下さい。
- ※ 進入路は西側を基本としますが、東側案も可とします。



凡例

S60以降建築		S56.6以降 (新耐震)
S50年代建築		
S50年代建築		S56.5以前 (旧耐震)
S40年代建築		
S30年代建築 ※S30年以前耐震		
耐震補強	済	未
その他		